＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

株式会社○○○○　定款

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**定　款**

**第１章　総　則**

（商号）

第１条　当会社は、株式会社○○○○と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．○○○○

２．○○○○

３．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都○○区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

**第２章　株　式**

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、○○○○株とする。

（株券）

第６条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の株式の譲渡による取得については、○○○○の承認を要する。

　　　但し、当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合は、○○○○の承認をしたものとみなす。

（相続人等に対する株式の売渡し請求）

第８条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第９条　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。但し、法務省令の定める事由による場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第１０条　当会社の株式について、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

（手数料）

第１１条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第１２条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議事録を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

　　２　前項のほか、株主又は登録株主質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

（株主の住所等の届け出）

第１３条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

**第３章　株主総会**

（招集）

第１４条　定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

　　　２　株主総会は、前項の規定にかかわらず、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

　　　３　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。

　　　４　株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の１週間前までに発するものとする。

（議長）

第１５条　株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

　　　２　社長に事故があったときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

　　　２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第１７条　株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、当該提案につき議決権を行使することができる株主の全員が書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第１８条　株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、その代理人は１名とする。

　　　２　前項の場合には、株主又はその株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第１９条　株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から１０年間本店に備え置くものとする。

**第４章　取締役及び代表取締役**

（取締役の員数）

第２０条　当会社の取締役は１名以上とする。

（取締役の選任）

第２１条　取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

　　　２　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２２条　取締役の任期は、選任後○○年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

　　　２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び社長）

第２３条　当会社は、代表取締役を１名置き、株主総会の決議によって定める。

　　　２　代表取締役は、社長とする。

（取締役の報酬等）

第２４条　取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

**第５章　計　算**

（事業年度）

第２５条　当会社の事業年度は、毎年○月○日から翌年○月○日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第２６条　剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

　　　２　剰余金の配当は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

**第６章　附　則**

（設立に対して出資される財産の価額）

第２７条　当会社の設立に際して出資される財産の価額は金○○○万円とする。

（設立時発行株式に関する事項）

第２８条　当会社の設立時発行株式に関する事項は、次のとおりとする。

　　　　　発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数

　　　　　　普通株式　○○○株

　　　　　設立時発行株式と引換えに払込む金銭の額

　　　　　　１株につき　金○○万円

　　　　　成立後の株式会社の資本金の額に関する事項

　　　　　　資本金　金○○○万円

（最初の事業年度）

第２９条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成○○年○月○日までとする。

（発起人）

第３０条　発起人の住所、氏名、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払込む金銭の額は、次のとおりである。

　　　　　東京都○○区○○○丁目○番○号

　　　　　○○　○○　　普通株式　○○○株　　金○○○万円

（定款に定めのない事項）

第３１条　この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社○○○○設立のため、発起人○○○○は本定款を作成し、発起人が次に署名押印する。

　平成○○年○○月○○日

　　　東京都○○区○○○丁目○番○号

　　　発起人　○○　○○